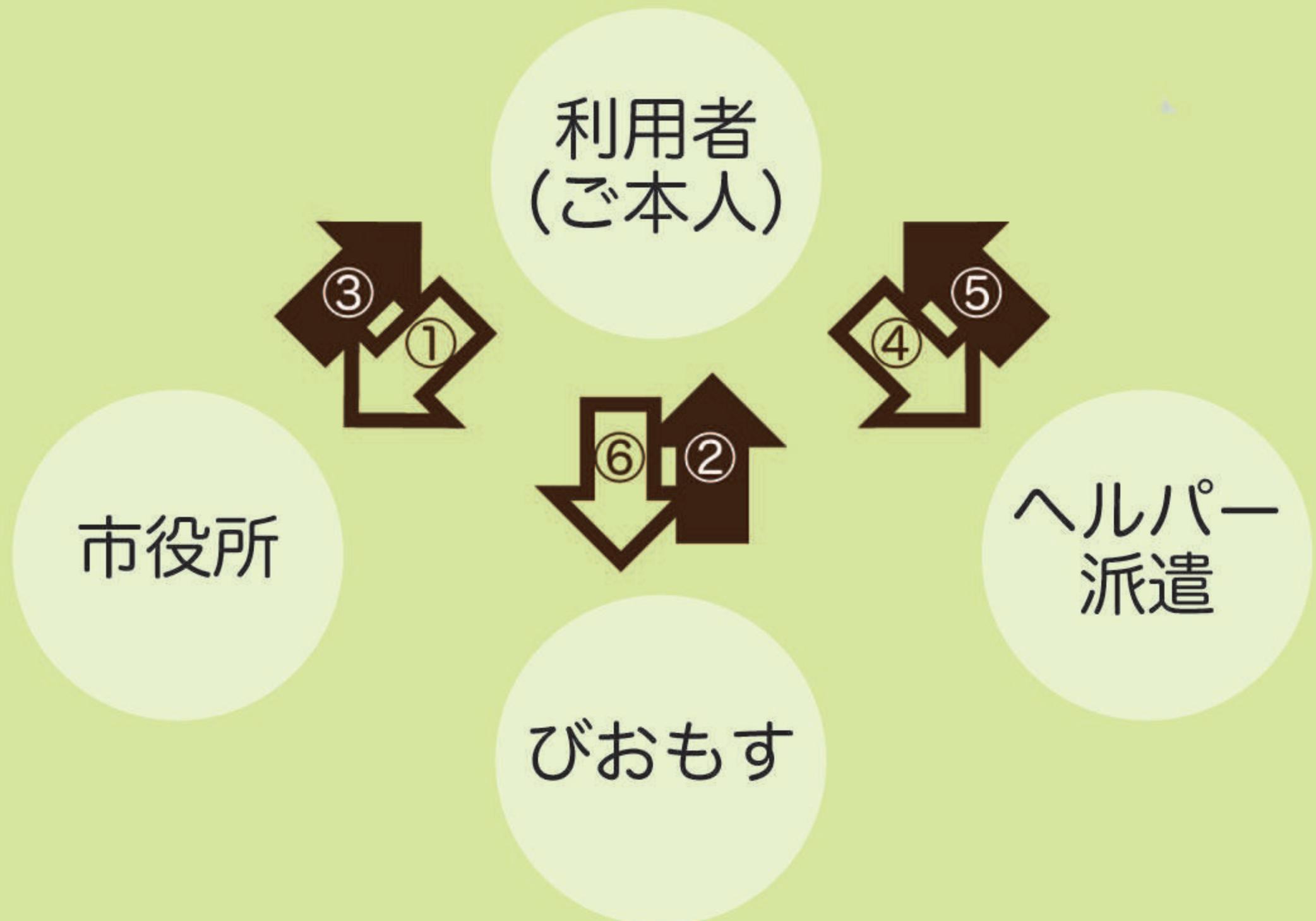


サービスの種類と対象者一覧

		18歳以上			18歳未満
		身体障がい	知的障がい	精神障がい	障がい児
自立支援給付	身体介護	障害程度区分「1」以上			①身体障害者手帳所持者 ②療育手帳所持者 ※手帳が無い方は市役所へ相談 ③精神障がい者 ※日常生活の状況で聞き取りを行い個々のケースで判断
	家事援助				
	通院等介助	障害程度区分「4」以上の重度肢体不自由者 (その他要件有)			
	通院等乗降介助				
重度訪問介護					
	行動援護	障害程度区分「3」以上の者で行動上著しい困難を有する者 (その他要件有)	小学生以上 行動上著しい困難を有する者 (知的・精神) (その他要件有)		
地域生活支援事業	生活サポート	①視覚障害者1級または2級の者 ②車椅子を常用し自走が困難な肢体障がい者で下記に該当する者 ◆上肢と下肢に障がいがある1級または2級の者 ◆上肢と体幹に障がいがある1級または2級の者	療育手帳所持者	精神障害者保健福祉手帳所持者 (その他要件有)	小学生以上 要件は18歳以上と同じ ※療育手帳が無い方は市役所へ相談

訪問系サービス利用手続き図



〒364-0013
埼玉県北本市中丸 9-259
TEL 048-580-7108
FAX 048-580-7133

ふつうに暮らす
をあたりまえに

居宅介護事業所 びおもすステーション

営業時間 8:30-17:30 (月~金)
提供時間 6:00-19:00 (要相談)



社会福祉法人 一粒

行動援護・移動支援・生活サポートについて

行動援護

行動上、著しい困難がある方（知的障がいまたは精神障がいの方、障がい児は小学生以上）に対して、外出時に危険を回避するために必要な支援を行います。

移動支援（ガイドヘルプ）

屋外での移動が困難な方（視覚障がい、肢体障がい、知的障がい、精神障がいの方、障がい児は小学生以上）に対して必要な支援を行います。

生活サポート（レスパイト）

家族の負担軽減や障がい者（児）の社会参加のため、以下のサービス提供をします。

▶ 派遣、一時預かり、外出支援、宿泊 ※移送は対象外

余暇活動等の外出の例



- ◊ 買い物
- ◊ スポーツ活動
- ◊ 冠婚葬祭

社会生活上必要な外出の例

- ◊ 不定期な通院
- ◊ 銀行
- ◊ 美容・理容

居宅介護・重度訪問介護について

日常生活に支障のある障がい者（児）の家庭に、ホームヘルパーを派遣します。このサービスは、自分でできることはしていただき、できないことをお手伝いすることにより、その方の障がいや家庭の状況等に応じて在宅での生活を援助するものです。

身体介護

- 食事介助 ○ 排泄介助 ○ 衣類の着脱介助 ○ 入浴介助 ○ 身体清拭
- 起床・就寝介助 ○ 身体整容 ○ 体位変換 ○ 服薬介助・水分補給

家事援助

- 洗濯 ○ 掃除・ゴミ出し ○ 調理 ○ 生活必需品購入
- ベッドメイク ○ 薬の受け取り ○ 衣類の整理・補修 ○ 育児支援

重度訪問介護

重度の肢体不自由で常時介護を要する方に対して、ホームヘルパーが家庭を訪問して、身体介護、家事援助、外出時における移動中の介護など必要な支援を総合的に行います。
※サービスの内容 比較的長時間にわたり、日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守りの支援とともに、

- ① 食事や排泄等の身体介護
- ② 調理や洗濯等の家事援助
- ③ コミュニケーション支援や家電製品の操作等の援助
- ④ 外出時における移動中の介護

が総合的に提供されます。

- 体位交換 ○ 排泄・入浴介助 ○ 調理・洗濯・買い物 ○ 外出介助

サービスのご案内

通院等介助

病院や診療所に定期的に通院するときや、公的手続きまたは相談のために官公署を訪れる場合等に、車両への乗降介助、通院先での受診手続き、その他通院・訪問に伴う屋内外における比較的時間を要する介助（約30分以上）を行います。
通院等介助は、ホームヘルパー自らが運転する車両だけではなく、公共交通機関を利用して移動する場合も含まれます。

（利用にあたっての注意事項については、別途担当者にお尋ねください）

通院等乗降介助

病院や診療所に定期通院するとき等、ヘルパー自らが運転する車両への乗降介助と次のいずれかの介助を行います。

- ① 乗車前・降車後の屋内外における移動の介助
- ② 通院先での受診の手続きや移動の介助
 - 乗車介助 ○ 車の運転 ○ 降車介助

※通院等乗降介助は必要な回数で支給決定されます。

※「通院等乗降介助」の前後に連続して30分程度以上の身体介護を行う場合は、「通院等乗降介助」ではなく「通院等介助」になります。

※ホームヘルパー自らが運転する車両の運賃については、事業所にお問合せください。

居宅介護を利用できない例



- ◆ 利用者本人以外のための調理・買い物・布団干し

- ◆ 主として利用者本人が使用する居室以外の掃除

- ① 家族の居室

- ② 日常生活を営むのに支障のないスペース（使用していない部屋、物置部屋、屋根裏部屋等）

- ③ 家族も利用者と同様に使用するスペース（浴室・トイレ・リビング・台所・廊下・玄関等）
ただし、③については、利用者の使用により特段汚れてしまう場合や、同居家族が高齢・障がい者である等、特段な事情がある場合で、支援が必要と判断される場合に一部認められることがある。

- ◆ 大掃除、窓ガラス拭き、床のワックスがけ

- ◆ 家具・電気器具等の移動、修繕、模様替え

- ◆ 自家用車の洗車、庭の草むしり、草木の水やり、植木の剪定、ペットの世話

- ◆ 家屋の修理、ペンキ塗り

- ◆ 正月・節句等のために特別な手間をかけて行う調理

- ◆ 見守りのみ、留守番、接客

- ◆ 医療行為（摘便・床ずれの処置等）

- ◆ 経済的な活動（通勤のための利用、商品販売や営業活動等）

- ◆ 宗教活動・政治的活動である勧誘・宣伝等、特定の利益を目的とする団体活動のための外出

- ◆ ギャンブル・飲酒を主とする外出

- ◆ 通年かつ長期にわたる外出

- 例：定期的な送迎、施設・日中活動系サービス・作業所・学校・園等

- ◆ 入院中や医療機関での診療中などの保健医療サービスを利用している間